いう長所を引き出していくためには、機能、経営、流通の3側面から、都市農業・農地に見合った方策を考える必要があろう。

(1) 機能面

機能面では、都市農地が健全に経営(耕作) されることが、良好な地域環境の形成に果たす 役割を的確に評価するとともに、評価の結果が、 農地を耕作する農家に対して適正に還元される 仕組みを確立することが望まれる。一般に多面 的機能や公益的機能、近年では生態系サービス とも称される環境保全や防災にかかわる機能 は、農地全般に広く認められるところであるが、 とくに市街地と近接・混在する都市農地では、 そうした機能の発現が、快適で安全・安心な地 域社会の形成に貢献することが期待される。し かし従来は、評価がなされた結果として、高い 機能性が認められたとしても、そうした農地を 維持する農家に対して、相応の対価が還元され ることはなかった。制度的にはデカップリング による直接所得保障等も可能であるにもかかわ らず、サービスの無償提供を前提としたスキー ムでしかなかったわけである。サービスに対す る正当な対価が提供者としての農家に還元され る仕組みの整備が急がれよう。

(2)経営面

経営面では、農地である以上、農作物を耕作 することで得られる収入が基本となることは論 を待たないが、とくに市街化区域内にあっては、 不動産経営も安定的な収入を確保する手段とし て、積極的に位置づけられるべきであろう。リ スクヘッジとしての不動産経営があるからこ そ、後継者の確保や農業経営の安定化が図れ、 新たな営農・経営形態を試みることもできる。 さらに2018年には、市街化区域内の生産緑地を めぐり都市農地貸借法が制定され、生産緑地に ついても、貸借しても相続税の納税猶予が継続 される等、貸借にかかわるハードルが低くなっ た[5]。これにより農家は、他者に貸すことで農 地を転用・転売せずとも済む可能性が高まるば かりでなく、他者の農地を借りることで経営拡 大を図ることもできるようになった。さらに生 産緑地法の一部改正(2016年)により、生産緑地地区内に農産物直売所や農家レストランを設けることも可能となった^[4]。農業以外にも不動産経営から直売所、レストラン、貸し農園といった、多様性を旨とした新たな都市型の「農」経営モデルを構想し得る条件が整ったわけである。

(3) 流通面

流通についても、多様な消費者が近在していることを活かし、生産者と消費者をきめ細かく繋ぐ多様なあり方が検討される必要があろう。いわばP2P型(Peer to Peer:対等的な関係での直接的なやりとり)の農産物流通システムの構築が、小規模多品目な生産と、消費者との近接性を特徴とする都市農業にとっては、とくに重要だろう。東京都国分寺市が展開する「こくべジ」は、こうした流通システムを行政が主導して取り組んだ例として注目される[6]。

人口減少や高齢化に伴い縮小する都市の縁辺部における緑の整備のカギは「農」にある。しかし、ここでの「農」は、農地、農業、農家に限るものではない。農地のみならず、発生する空き地も新たな「農」の対象となる。都市住民による余暇としての市民農園や体験農園、NPOによるコミュニティガーデン、アントレプレナー(起業家)による新産業としての農ビジネスなど、様々な主体による様々なタイプの「農」が想定されよう。農にかかわる土地、行為、主体のすべてにおいて、都市の「農」はきわめて多様性に富む。

4.新しい時代の「農」

最後に、こうした多様な「農」の未来を、働き方・暮らし方の将来を交えながら展望してみたい。近年、ICTの普及に伴い、新たな働き方としてテレワークが広く注目されるようになっている。テレワークとは、情報通信技術を用いることで、時間や場所の制約を受けず、柔軟に働くことを指す「「こ。日本においても今後は、様々な業種において本格導入が図られるものと思われる。

これまでテレワークというと、遠隔地の別荘でリゾート暮らしをしながら仕事をするといったイメージで語られることが多かった。しかし近年注目されているのは、とくに都市やその郊外に暮らしつつ、仕事の内容や私生活にかかわる状況に応じて、場所や時間帯を柔軟に変えるタイプのテレワークだろう。週のうち2、3日は在宅勤務、残りは出社したり自宅近くのワークスペースで仕事したり、といった勤務形態である。

こうした、都市やその郊外を舞台としたテレワークの普及は、通勤に要していた時間を生産的な行為に充てられるようになるばかりでなく、暮らしの様態や各種社会サービスへの依存度にも変化をもたらすことになる。子育て世帯にとっては、在宅勤務が増える分、託児所等のサービスに対する依存度が低くなり、子育でがしやすくなる。介護についても、より在宅での対応が容易になる。大規模災害時にも、在宅勤務者が増えれば、それだけ帰宅困難者数は減少するだろう。

その一方、日常的に自宅およびその周囲の街で暮らす時間が長くなることは、良好な居住環境に対する要求や依存度が高まることを意味する。寝るためだけに帰る「ベッド」タウンではない、文字通り「暮らす」街としてのクオリティが問われることになる。そのためには、快適なワークスペースや息抜きのためのカフェ、質の高い文化施設等も重要だが、そうした施設に加え、緑豊かな街並みも、暮らしのクオリティ向上にとって不可欠な要因のひとつだろう。

テレワークがもたらす柔軟な労働のあり方は、フレキシブルな就労時間・場所を活かした 副業の普及を推し進めることにもなるだろう。 その際、暮らしの近くにある「農」は、緑豊か な街並みの形成に資するばかりでなく、副業の 場ともなり得るものとして、今後のテレワーク や副業の普及に伴い、さらに「都市にあるべき もの」とされるようになると考えられる。

ただし、こうした「農」の新しいあり方やそ のポテンシャルを引き出す上では、関係主体の マインドリセットが不可欠である。「農地=農家=農業」といった図式にとらわれることなく、 土地も主体も行為も、既成の概念にとらわれない多様かつ柔軟な発想を持つ必要がある。とく に行政にあっては、制度の運用から組織の構成 に至るまで、慣例にとらわれない新たなあり方 を志向すべきだろう。

非集約エリアの将来方向を的確に誘導し、集 約・コンパクト化を絵に描いた餅に終わらせな いためには、「農」の新しいあり方やそのポテ ンシャルを引き出す必要がある。

- [1] 国土交通省「平成20年度 首都圏整備に関する年次報告」 (http://www.mlit.go.jp/hakusyo/syutoken_hakusyo/h21/ h2lsyutoken_html、2018年12月閲覧)
- [2] 国土交通省「都市再生特別措置法等の改正について」 (http://www.mlit.go.jp/common/001031115.pdf、2018年12 月閲覧)
- [3]農林水産省「都市農業振興基本計画」(http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/tosi_nougyo/、2018年12月閲覧)
- [4] 国土交通省「生産緑地法等の改正について」(http://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_tk_000073.html、2018年12月閲覧)
- [5] 国土交通省「都市農地の貸借の円滑化に関する法律の概要」(http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/tosi_nougyo/taishaku/tosi_taisyaku.html、2018年12月閲覧)
- [6] 国分寺市「国分寺三百年野菜 こくベジ プロジェクト」 (http://www.city.kokubunji.tokyo.jp/machi/1012005/ index.html、2018年12月閲覧)
- [7] 一般社団法人日本テレワーク協会「テレワークとは」 (http://www.japan-telework.or.jp/intro/tw_about.html、2018年12月閲覧)